

**Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2026年2月1日現在**

～2026年1月31日

2026年2月1日～

**▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年BNSネサ第100017号）**

実施 平成23年5月10日

**料金表**

**通則**

（専用サービスの区別等）

14の2 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおり専用サービスの区別等を定めます。

(1)～(2) （略）

(3) 専用サービスには、次の品目等があります。

ア ギャランティ（イーサ専用）アクセスに係るもの

品 目	内 容
(略)	(略)

**備考**

1 ギャランティ（イーサ専用）アクセスには契約者回線等による区分があります。

契約者回線等による区分	内 容
NTT Com光アクセス利用	加入者回線を設置して提供するものであって、NTT東日本プレミア利用 <u>及び</u> NTT西日本ワイド利用以外のもの
NTT東日本プレミア利用	加入者回線（契約事業者（NTT東日本株式会社に限ります。）の提供する電気通信サービスに係るものに限ります。）を設置して提供するもの
NTT西日本ワイド利用	加入者回線（契約事業者（NTT西日本株式会社に限ります。）の提供する電気通信サービスに係るものに限ります。）を設置して提供するもの

**▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年BNSネサ第100017号）**

実施 平成23年5月10日

**料金表**

**通則**

（専用サービスの区別等）

14の2 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、次のとおり専用サービスの区別等を定めます。

(1)～(2) （略）

(3) 専用サービスには、次の品目等があります。

ア ギャランティ（イーサ専用）アクセスに係るもの

品 目	内 容
(略)	(略)

**備考**

1 ギャランティ（イーサ専用）アクセスには契約者回線等による区分があります。

契約者回線等による区分	内 容
NTT Com光アクセス利用	加入者回線を設置して提供するものであって、NTT東日本プレミア利用、 <u>NTT西日本ワイド利用</u> <u>及び</u> NTT東日本・西日本IW利用帯域保証型以外のもの
NTT東日本プレミア利用	加入者回線（契約事業者（NTT東日本株式会社に限ります。）の提供する電気通信サービスに係るものに限ります。）を設置して提供するものであって、NTT東日本・西日本IW利用帯域保証型以外のもの
NTT西日本ワイド利用	加入者回線（契約事業者（NTT西日本株式会社に限ります。）の提供する電気通信サービスに係るものに限ります。）を設置して提供するものであって、NTT東日本・西日本IW利用帯

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】2026年2月1日現在

～2026年1月31日

2026年2月1日～

ハウジング利用	(略)	
備考	<u>NTT東日本プレミア利用及びNTT西日本ワイド利用は、1Mb/sから100Mb/sまでの品目に限り提供します。</u>	
2 ギャランティ（イーサ専用）アクセス <u>（契約者回線等による区分がNTTCom光アクセス利用及びハウジング利用（専用契約に係るものに限ります。）のものを除きます。）にはサービスエリアの区分があります。</u>		<p><u>域保証型以外のもの</u></p> <p><u>NTT東日本・西日本IW利用帯域保証型</u></p> <p>加入者回線（契約事業者（NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社に限ります。）の提供する電気通信サービス（契約事業者のLAN型通信網サービス契約款に定める第3種サービスのうち、NTT東日本株式会社についてはプラン2、NTT西日本株式会社についてはタイプ2に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）を設置して提供するもの</p>
		ハウジング利用 (略)
2 NTT東日本プレミア利用及びNTT西日本ワイド利用は、1Mb/sから100Mb/sまでの品目に限り提供します。		
3 NTT東日本・西日本IW利用帯域保証型は、1Mb/sから1Gb/sまでの品目に限り提供します。		
4 回線契約者は、NTT東日本・西日本IW利用帯域保証型の契約者回線等が所属するVPNグループにおいて、契約者回線等による区分が異なる契約者回線等を混在させることはできません。 ただし、その混在について、技術上又は業務遂行上の支障がなく、当社が認めた場合は、この限りでありません。		
5 回線契約者は、NTT東日本・西日本IW利用帯域保証型の利用期間中、料金表第1表（料金）第1類（利用料金）第2（専用サービスに係るもの）2-2-1（VLAN多重機能）に定める付加機能（VLAN多重機能）を利用することを要します。		
6 回線契約者は、NTT東日本・西日本IW利用帯域保証型について、次に掲げる変更の請求をすることはできません。 (1) 専用サービスの区別等の変更 (2) 加入者回線の移転		
7 ギャランティ（イーサ専用）アクセスのうち、契約者回線等による区分がNTT東日本プレミア利用、NTT西日本ワイド利用、NTT東日本・西日本IW利用帯域保証型及び臨時専用契約に係るハウジング利用については、サービ		

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2026年2月1日現在

～2026年1月31日

2026年2月1日～

(略)

3 (略)

4 当社は、臨時専用契約となるギャランティ（イーサ専用）アクセス（契約者回線等による区分がNTTCom光アクセス利用のものに限ります。）を提供しません。

5 前4項に規定するほか、当社は、ギャランティ（イーサ専用）アクセスで品目が1Mb/sから100Mb/sまでのものに限り、臨時専用契約に係る専用サービスを提供します。

スエリアの区分があります。

(略)

8 (略)

9 当社は、ギャランティ（イーサ専用）アクセスについて、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合に限り、臨時専用契約を締結します。

(1) 品目が1Mb/sから100Mb/sまでのもの

(2) 契約者回線等による区分がNTT東日本プレミア利用、NTT西日本ワイド利用又はハウジング利用のもの

10 当社は、NTT東日本プレミア利用及びNTT西日本ワイド利用に係る利用の開始及び変更の申込みを承諾しません。

イ ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセスに係るもの

(略)

(4) (略)

15～16 (略)

(専用サービスのSLAに係る料金の扱い)

17 専用サービスのSLAに係る料金の扱いについては、次のとおりとします。

(1) 当社は、専用サービス（回線契約に係るものに限ります。）の区別等に応じて、次表に規定するSLAを適用します。

SLAの項目	対象となる専用サービスの区別等
(略)	(略)

備考 当社は、専用サービスのサービスクラスに係る区別等に応じて異なる条件のSLAを適用するにあたり、次のとおりSLA適用区分を定めます。

SLA適用区分	対象となる専用サービス
デュアル用SLA	サービスクラスに係る区別がデュアルクラスのもの 付加機能（デュアルアクセス機能）を利用するもの

イ ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセスに係るもの

(略)

(4) (略)

15～16 (略)

(専用サービスのSLAに係る料金の扱い)

17 専用サービスのSLAに係る料金の扱いについては、次のとおりとします。

(1) 当社は、専用サービス（回線契約に係るものに限ります。）の区別等に応じて、次表に規定するSLAを適用します。

SLAの項目	対象となる専用サービスの区別等
(略)	(略)

備考 当社は、専用サービスのサービスクラスに係る区別等に応じて異なる条件のSLAを適用するにあたり、次のとおりSLA適用区分を定めます。

SLA適用区分	対象となる専用サービス
デュアル用SLA	サービスクラスに係る区別がデュアルクラスのもの 付加機能（デュアルアクセス機能）を利用するもの

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2026年2月1日現在

～2026年1月31日

2026年2月1日～

<u>サービスクラスに係る区別を提供しないもの</u>	
シングル用S L A	(略)

シングル用S L A	(略)

(2)～(6) (略)

(注) (略)

18 (略)

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 (略)

第2 専用サービスに係るもの

1 (略)

2 料金額

2-1 定額通信料

2-1-1 レイヤー2 ギャランティ（イーサ専用）アクセスに係るもの

2-1-1-1 トランスポート型（デュアルクラスのもの）

(1)～(5) (略)

(2)～(6) (略)

(注) (略)

18 (略)

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 利用料金

第1 (略)

第2 専用サービスに係るもの

1 (略)

2 料金額

2-1 定額通信料

2-1-1 レイヤー2 ギャランティ（イーサ専用）アクセスに係るもの

2-1-1-1 トランスポート型（デュアルクラスのもの）

(1)～(5) (略)

(6) イーサタイプ（N T T 東日本・西日本 I W利用帯域保証型）

ア サービスエリアの区分が県内に係るもの

1 の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
<u>1 Mb/sのもの</u>	<u>324,200円</u> <u>(356,620円)</u>
<u>2 Mb/sのもの</u>	<u>393,500円</u> <u>(432,850円)</u>
<u>3 Mb/sのもの</u>	<u>423,200円</u> <u>(465,520円)</u>

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2026年2月1日現在

～2026年1月31日

2026年2月1日～

<u>5 Mb/sのもの</u>	<u>483,600円</u> (531,960円)
<u>7 Mb/sのもの</u>	<u>535,000円</u> (588,500円)
<u>10Mb/sのもの</u>	<u>635,100円</u> (698,610円)
<u>20Mb/sのもの</u>	<u>832,900円</u> (916,190円)
<u>30Mb/sのもの</u>	<u>1,063,900円</u> (1,170,290円)
<u>50Mb/sのもの</u>	<u>1,210,800円</u> (1,331,880円)
<u>70Mb/sのもの</u>	<u>1,339,900円</u> (1,473,890円)
<u>100Mb/sのもの</u>	<u>1,406,700円</u> (1,547,370円)
<u>200Mb/sのもの</u>	<u>1,500,000円</u> (1,650,000円)
<u>300Mb/sのもの</u>	<u>2,100,000円</u> (2,310,000円)
<u>500Mb/sのもの</u>	<u>3,300,000円</u> (3,630,000円)
<u>700Mb/sのもの</u>	<u>4,300,000円</u> (4,730,000円)
<u>1 Gb/sのもの</u>	<u>5,700,000円</u> (6,270,000円)

イ サービスエリアの区分がゾーン内に係るもの

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
<u>1 Mb/sのもの</u>	<u>346,200円</u> (380,820円)

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2026年2月1日現在

～2026年1月31日

2026年2月1日～

<a href="#"><u>2 Mb/sのもの</u></a>	<a href="#"><u>417,500円</u></a> <a href="#"><u>(459,250円)</u></a>
<a href="#"><u>3 Mb/sのもの</u></a>	<a href="#"><u>449,200円</u></a> <a href="#"><u>(494,120円)</u></a>
<a href="#"><u>5 Mb/sのもの</u></a>	<a href="#"><u>513,100円</u></a> <a href="#"><u>(564,410円)</u></a>
<a href="#"><u>7 Mb/sのもの</u></a>	<a href="#"><u>568,500円</u></a> <a href="#"><u>(625,350円)</u></a>
<a href="#"><u>10Mb/sのもの</u></a>	<a href="#"><u>674,600円</u></a> <a href="#"><u>(742,060円)</u></a>
<a href="#"><u>20Mb/sのもの</u></a>	<a href="#"><u>880,400円</u></a> <a href="#"><u>(968,440円)</u></a>
<a href="#"><u>30Mb/sのもの</u></a>	<a href="#"><u>1,118,900円</u></a> <a href="#"><u>(1,230,790円)</u></a>
<a href="#"><u>50Mb/sのもの</u></a>	<a href="#"><u>1,281,800円</u></a> <a href="#"><u>(1,409,980円)</u></a>
<a href="#"><u>70Mb/sのもの</u></a>	<a href="#"><u>1,426,400円</u></a> <a href="#"><u>(1,569,040円)</u></a>
<a href="#"><u>100Mb/sのもの</u></a>	<a href="#"><u>1,501,200円</u></a> <a href="#"><u>(1,651,320円)</u></a>
<a href="#"><u>200Mb/sのもの</u></a>	<a href="#"><u>1,550,000円</u></a> <a href="#"><u>(1,705,000円)</u></a>
<a href="#"><u>300Mb/sのもの</u></a>	<a href="#"><u>2,150,000円</u></a> <a href="#"><u>(2,365,000円)</u></a>
<a href="#"><u>500Mb/sのもの</u></a>	<a href="#"><u>3,350,000円</u></a> <a href="#"><u>(3,685,000円)</u></a>
<a href="#"><u>700Mb/sのもの</u></a>	<a href="#"><u>4,350,000円</u></a> <a href="#"><u>(4,785,000円)</u></a>
<a href="#"><u>1 Gb/sのもの</u></a>	<a href="#"><u>5,750,000円</u></a> <a href="#"><u>(6,325,000円)</u></a>

ウ [サービスエリアの区分がフラットに係るもの](#)

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2026年2月1日現在

～2026年1月31日

2026年2月1日～

1の回線契約ごとに月額

品 目	料 金 額
<u>1 Mb/sのもの</u>	<u>429,200円</u> <u>(472,120円)</u>
<u>2 Mb/sのもの</u>	<u>502,000円</u> <u>(552,200円)</u>
<u>3 Mb/sのもの</u>	<u>535,200円</u> <u>(588,720円)</u>
<u>5 Mb/sのもの</u>	<u>602,600円</u> <u>(662,860円)</u>
<u>7 Mb/sのもの</u>	<u>661,000円</u> <u>(727,100円)</u>
<u>10Mb/sのもの</u>	<u>771,600円</u> <u>(848,760円)</u>
<u>20Mb/sのもの</u>	<u>1,048,400円</u> <u>(1,153,240円)</u>
<u>30Mb/sのもの</u>	<u>1,357,900円</u> <u>(1,493,690円)</u>
<u>50Mb/sのもの</u>	<u>1,662,800円</u> <u>(1,829,080円)</u>
<u>70Mb/sのもの</u>	<u>1,949,400円</u> <u>(2,144,340円)</u>
<u>100Mb/sのもの</u>	<u>2,095,200円</u> <u>(2,304,720円)</u>
<u>200Mb/sのもの</u>	<u>2,175,200円</u> <u>(2,392,720円)</u>
<u>300Mb/sのもの</u>	<u>2,200,000円</u> <u>(2,420,000円)</u>
<u>500Mb/sのもの</u>	<u>3,400,000円</u> <u>(3,740,000円)</u>
<u>700Mb/sのもの</u>	<u>4,400,000円</u> <u>(4,840,000円)</u>

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2026年2月1日現在

～2026年1月31日

2026年2月1日～

<u>1 Gb/sのもの</u>	<u>5,800,000円</u> <u>(6,380,000円)</u>
------------------	--

(6)～(7) (略)

2－1－1－2 (略)

2－1－2 (略)

2－2 付加機能利用料

回線契約に係るもの

2－2－1 V L A N多重機能

月額

区分	単位	料金額
(略)	(略)	(略)
備考		
1～3 (略)		

2－2－2～2－2－3 (略)

(7) ～(8) (略)

2－1－1－2 (略)

2－1－2 (略)

2－2 付加機能利用料

回線契約に係るもの

2－2－1 V L A N多重機能

月額

区分	単位	料金額
(略)	(略)	(略)
備考		
1～3 (略) 4 1から3までの規定にかかわらず、ギャランティ（イーサ専用）アクセスの トランスポート型のN T T東日本・西日本 I W利用帯域保証型を利用する回線 契約者は、その専用サービスの利用期間中、当社が定めるところによりこの機 能を利用することを要します。この場合の論理回線は、Universal One契約者 の通信用1回線及び当社の保守用1回線の合計2回線とします。		

2－2－2～2－2－3 (略)

附 則（令和8年1月28日 C N S 2サ第000400017906-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和8年2月1日から実施します。

ただし、この改正規定によるギャランティ（イーサ専用）アクセスのトランスポート型  
のN T T東日本・西日本 I W利用帯域保証型に係る回線契約の申込受付開始日は、令和  
8年2月2日とします。

Universal Oneサービス契約約款（第1編）【現改比較表】 2026年2月1日現在

～2026年1月31日

2026年2月1日～

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。